

TAPS 工法研究会 技術委員会規則

平成 25 年 9 月 11 日 制定

令和 元年 5 月 24 日改正

第 1 条 目的

TAPS 工法研究会規約第 21 条（技術委員会）第一項及び第二項に基づき技術委員会（以下委員会という）を設置し、溶射に関する技術の研鑽と維持、向上を目的とする。

第 2 条 委員会活動

設計施工管理要領に関する検討及び改定案を策定する。

- 2) 施工マニュアルの改訂案を策定する。
- 3) 工場施工に関する問題点の抽出及び整理、改善策を検討する。
- 4) その他目的達成のために必要な事項を行う。

第 3 条 構成

委員会は TAPS 工法研究会の特別会員及び正会員で構成する。

- 2) 委員会には、委員長 1 名及び委員若干名をおく。
- 3) 委員会には必要に応じて WG をおくことができる。

第 4 条 委員長・委員の選任と任期

委員長及び委員の選任は理事会で決定するものとする。

- 2) 委員長及び委員の任期は 1 期 3 年とし、再任を妨げない。
- 3) 任期の途中で交代した委員の任期は、前任者の残余期間とする。

第 5 条 運営

委員会の研究・成果を理事会に報告するものとする。

- 2) 委員長は委員長の招集により、3 回／年を基本とし、必要に応じて開催する。
- 3) 委員会は「事業計画及び予算」を作成し、2 月には事務局に提出する。

第 6 条 事務局

委員会の事務局は、(株)富士技建技術部とする。

第 7 条 規則の変更

この細則の変更は、理事会において行う。

附則

この規則は、平成 25 年 9 月 11 日より施行する。

2 令和 元年 5 月 24 日付で別添のとおり改正した。

「TAPS 工法研究会 技術委員会規則」附則 2 別添（令和 元年 5 月 24 日改正内容）

（委員会活動）

第 2 条 2 「施工マニュアル」を「施工マニュアル改訂案」に変更した。

（委員長・委員の選任と任期）

第 4 条 2 「1 期 2 年」を「1 期 3 年」に変更した。

（運営）

第 5 条 2 「2 回／年」を「3 回／年」に変更した。

（事務局）

第 6 条 「製造部」を「技術部」に変更した。